



2021年6月11日

株主及び債権者各位

(吸収分割会社)

東京都千代田区九段北四丁目2番1号
株 式 会 社 S I G
代表取締役社長 石川 純生

拝啓、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社（2021年10月1日付で「株式会社S I Gグループ」に商号変更予定）は、分社型吸収分割により、完全子会社である株式会社S I G分割準備会社（2021年10月1日付で「株式会社S I G」に商号変更予定。以下、「承継会社」といいます）に対して、当社のシステム開発事業及びインフラ・セキュリティサービス事業（ただし、本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部に関する業務を除く）に関する権利義務を承継させることになります。

つきましては、会社法第782条及び会社法施行規則第183条の規定に基づきまして、株主及び債権者の皆様へご報告をさせていただきたいと存じます。

「2021 年 10 月 1 日実行予定の吸収分割に関する事前開示事項」

一、吸収分割契約の内容

【別紙①】のとおりであります。

二、次に掲げる相当性に関する事項

1. 承継会社が本吸収分割に際して当社に対して交付する株式の数に関する事項

承継会社の発行済株式の全てを、当社が所有していることから、交付株式数は、これを任意に定めることができると認められるため、当社と承継会社の協議により 1 株当たりの純資産額等を考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。

2. 承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割は、親会社の子会社に事業を移転する吸収分割であり、吸収分割の対価が承継会社株式のみの場合でありますので、企業結合会計基準等適用指針により、一般の共通支配下取引の処理として、承継会社の増加すべき払込資本の内訳項目（資本金、資本準備金又はその他資本剰余金）は、会社計算規則第 37 条第 2 項の規定に基づき決定するものとされておりますが、承継会社の資本金及び準備金の額を増加させないことにいたします。現在の承継会社の資本構成を考慮しつつ、両社間において総合的に勘案して、承継会社の資本金及び準備金の額を増加させるのは得策でないと判断しており、会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めは相当であると判断しております。

三、当社の発行する新株予約権の取扱いについて、本吸収分割による変更はありません。

なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

四、承継会社についての次に掲げる事項

1. 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は2021年4月1日設立であり、会社設立後決算期未到来のため、最終事業年度がございません。承継会社の成立の日における貸借対照表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	0
流動資産		(純資産の部)	
現金及び預金	200	資本金	100
		資本準備金	100
資産合計	200	負債純資産合計	200

2. 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等はありません。

3. 承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

五、当社において、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

六、効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

当社及び承継会社は、本吸収分割の効力発生日以後における収益状況について、負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事象は現在のところ予測されておらず、従前どおり、本吸収分割により当社及び承継会社の負担すべき債務の履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上のとおり、ご報告申し上げます。

敬具

【別紙①】

吸収分割契約書

2021 年 5 月 20 日

吸 收 分 割 契 約 書

2021 年 5 月 20 日

【 吸収分割会社 】

東京都千代田区九段北四丁目 2 番 1 号
株 式 会 社 S I G
甲 代表取締役社長 石川 純生

【 吸収分割承継会社 】

東京都千代田区九段北四丁目 2 番 1 号
乙 株 式 会 社 S I G 分 割 準 備 会 社
代表取締役社長 石川 純生

上記の吸収分割会社甲と、吸収分割承継会社乙は、甲のシステム開発事業及びインフラ・セキュリティサービス事業（但し、本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部に関する業務を除く。以下「本件事業」という。）を分割して、乙に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり契約を締結したので、本契約締結の証として本書 1 通を作成し、上記に記名押印のうえ、甲が原本 1 通を保有し、乙がその写し 1 通を保有する。

（吸収分割）

第 1 条 甲は、本件事業を分割し、乙はこれを承継する。

2. 本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収分割会社

商 号：株式会社 S I G（但し、2021 年 10 月 1 日付で「株式会社 S I G グループ」に商号変更予定。）

住 所：東京都千代田区九段北四丁目 2 番 1 号

（2）吸収分割承継会社

商 号：株式会社 S I G 分割準備会社（但し、2021 年 10 月 1 日付で「株式会社 S I G」に商号変更予定。）

住 所：東京都千代田区九段北四丁目 2 番 1 号

(承継する権利義務)

- 第 2 条 乙は、本吸収分割に際し、【別紙（承継権利義務明細書）】に基づき、2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これらに本吸収分割の効力発生日に至るまでの増減を加除したうえで確定する本件事業に関する資産、負債、雇用契約その他の契約上の地位及びこれらに付随する一切の権利義務を、本吸収分割の効力発生日において、甲から承継する。但し、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。
2. 債務の承継は重疊的（併存的）債務引受の方法によるものとし、本吸収分割により乙が甲から承継する債務全てについて、甲は引き続き乙と連帯して債務を負担するものとする。

(吸収分割対価の交付及び割当て)

- 第 3 条 乙は、本吸収分割に際して、普通株式 10,000 株を新規発行し、その全てを甲に割り当てる。

(乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

- 第 4 条 乙は、本吸収分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

(効力発生日)

- 第 5 条 本吸収分割の効力発生日は、2021 年 10 月 1 日とする。但し、本吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議のうえ、これを変更することができる。
2. 前項但し書の場合、甲は、2021 年 10 月 1 日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

(分割承認総会)

- 第 6 条 甲は、本吸収分割の効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
2. 乙は、本吸収分割の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項の規定により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を求めるものとする。

(競業避止義務の免除)

- 第 7 条 甲は、本吸収分割後においても、本件事業に関し会社法第 21 条第 1 項の規定は類推適用されず、競業避止義務を負わないものとする。

(会社財産の善管注意義務)

第 8 条 甲及び乙は、本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、その業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意のうえ、これを行うものとする。

(分割条件の変更及び吸収分割契約の解除)

第 9 条 本契約締結日から本吸収分割の効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産あるいは経営状態に重大な変更が生じたとき、若しくは隠れた重大な瑕疵が発見されたときは、甲及び乙は協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(分割契約の効力)

第 10 条 本契約は、甲乙それぞれにおいて必要とされる各機関による承認又は法令に定める関係諸官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第 11 条 本契約に定める事項の他、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙は協議のうえ、これを決定する。

承継権利義務明細書

別紙

一、承継する資産、負債

承継する資産、負債は、本吸収分割の効力発生日において、本件事業に属する次に掲げるとおりの資産、負債とする。但し、本件事業に属するものかどうか解釈上の疑義を避けるために記載しており、承継する資産、負債は、下記に記載したものに限定されない。

1. 流動資産

本件事業に属する現金及び預金、売掛金、電子記録債権、進行基準売掛金、商品、仕掛品、貯蔵品、立替金、前払費用、未収入金、仮払金等の流動資産

2. 固定資産

(1) 有形固定資産

本件事業に属する建物附属設備、工具、器具及び備品、リース資産等の有形固定資産

(2) 無形固定資産

本件事業に属するソフトウェア、電話加入権等の無形固定資産

(3) 投資その他の資産

本件事業に属する敷金等の投資その他の資産

3. 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、前受金、預り金、仮受金、賞与引当金、リース債務等の流動負債

4. 固定負債

本件事業に属する長期リース債務、退職給付引当金等の固定負債

二、承継する雇用契約等

本吸収分割の効力発生日において、本件事業に主として従事する労働者（社員、試用社員、継続雇用社員、有期契約社員、無期契約社員、アルバイト社員、嘱託、顧問等、他社出向中の者、採用内定者等を含む。以下同じ。）に関する全ての雇用契約、労使協定及びこれらに付随関連する一切の権利義務（効力発生日までの甲と対象労働者との間の雇用関係に関連して発生する賃金、退職金、その他一切の債務を含む。）を、乙に承継する。

三、その他の権利義務

1. 雇用契約等以外の契約等

(1) 承継する契約関係

本吸収分割の効力発生日において、甲が締結している本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれに基づいて発生した一切の権利義務とし、本社以外の全ての事業所、オフィス及び社宅等の不動産賃貸借契約を含む。

但し、本吸収分割により乙に承継させることが当該各契約に定める甲の義務に抵触し、かつ、当該各契約の免除について当該各契約の相手方の同意が得られない場合、又は、甲の契約上の地位等を乙に承継させるために当該各契約において必要とされる手続を甲が効力発生日の前日時点において履行できる見込みがない場合、その他当該各契約上の地位等を乙に承継させることにより甲又は乙に著しい不利益が発生する場合、当該各契約上の地位等を承継対象権利義務から除外する。

(2) 承継しない契約関係

次に掲げる契約及びそれに付帯する契約並びにこれらの契約に基づき発生した権利義務（以下「承継しない契約関係」という。）は承継しない。

但し、これらは本事業に関するものかどうか解釈上の疑義を避けるために明記しており、本契約で承継すると明記したものを除き、承継しない契約関係は以下に記載したものに限定されない。

- ① 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理する東京本社不動産の賃貸借契約等管理業務に関する契約
- ② 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理する外部業務委託先との業務委託及び各種取決めに関する契約
- ③ 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理するライセンス契約
- ④ 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理する弁護士、監査法人、金融機関、コンサルティング会社、弁理士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、司法書士等との間で締結された契約
- ⑤ 本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理する器具備品に関する契約
- ⑥ 株式会社アクロホールディングスとの資本業務提携に関する契約
- ⑦ ナスクインターナショナル株式会社と「高度なセキュリティ製品の新サービス創出」を目的とした資本・業務提携に関する契約
- ⑧ 複数の取引金融機関との借入契約及びコミットメントライン契約
- ⑨ その他上記の契約に関連する一切の契約（覚書、合意書等名称の如何を問わない。）

2. 知的財産

本件事業に属する甲の特許、実用新案、商標、意匠、著作に関する一切の知的財産は、乙には承継しないものとし、乙が本件事業の継続に使用するものについては、別途協議のうえ、甲が乙に使用を許諾する。

3. 許認可等

甲の許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切（但し、本社管理部門、事業戦略室及び新規事業推進部が管理するものを除く。）とする。

以 上